

# Clayteam運営会則

制定平成22年4月1日

一部改定平成25年4月1日

一部改定平成27年5月13日

一部改訂平成30年5月15日

国立研究開発法人産業技術総合研究所コンソーシアム規程(17規程第44号)に基づいて設置するClayteamの運営等に必要な事項について、次のように定める。

## 第1章 総則

### (設置)

第1条 国立研究開発法人産業技術総合研究所(以下「研究所」という。)化学プロセス研究部門に、Clayteam(以下「本コンソーシアム」という。)を設置する。

### (目的)

第2条 本コンソーシアムは、粘土膜及び無機ナノ素材を生かした材料を開発実用化するために、多くの分野・業種が連携し、情報を共有化すると共に、ものづくりの英知を結集した統合開発を進め、粘土膜及び無機ナノ素材を生かした材料並びに関連技術の成果普及と市場形成を図ることを目的とする。

### (事業)

第3条 本コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業(以下「本事業」という。)を行う。

- 一 粘土膜及び無機ナノ素材を生かした材料に関する技術指導
- 二 粘土膜及び無機ナノ素材を生かした材料に関する技術移転の推進
- 三 粘土膜及び無機ナノ素材を生かした材料に関する情報の収集と調査及びその普及
- 四 粘土膜及び無機ナノ素材を生かした材料に関するサンプルライブラリーの構築とサンプルライブラリーに関する情報の提供
- 五 粘土膜及び無機ナノ素材を生かした材料に関するセミナー等の開催
- 六 粘土膜及び無機ナノ素材を生かした材料に関する標準化関連活動
- 七 展示会出展及び広報活動
- 八 その他、本コンソーシアムの目的を達成するために必要な事項

## 第2章 会員

### (会員の種類)

第4条 本コンソーシアムは、第2条及び第3条の本コンソーシアムの目的及び実施する事業に賛同した次の各号に掲げる者(以下「会員」という。)で組織する。

- 一 粘土膜及び無機ナノ素材関連研究の研究成果を提供する大学の研究者、公的研究機関の研究者及び第7条に定める会長(以下この条、次条及び第6条において「会長」という。)が特に認める者(以下「一般会員A」という。)

二 粘土膜及び無機ナノ素材関連研究成果の活用と関連分野の情報収集を主たる目的とする第13条第2項に定める会費を納入する法人又は団体(以下「一般会員B」という。)

三 粘土膜及び無機ナノ素材関連研究の研究開発促進若しくは実用化に関する情報提供を行う東北経済産業局、自治体及び会長が特に認める団体(以下「特別会員」という。)

(会員の入会、退会等)

第5条 本コンソーシアムの会員の入会、退会等は、次の各号のとおりとする。

一 入会を希望する者は、入会申込書及び会員名、住所その他本コンソーシアムが定める事項(以下「届出事項」という。)を記入した書類を会長に提出し、第8条に定める幹事会(以下、「幹事会」という。)の承認を得なければならない。

二 前項で提出した届出事項に変更があった場合は、遅滞なく会長に変更届を提出しなければならない。

三 退会を希望する会員は、その理由を付した退会届を会長あてに提出し、幹事会の承認を得なければならない。会費に未納の額があるときは、これを完納しなければならない。

四 会長は、会員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該会員から事情の聴取を行い、必要と認めるときは、幹事会の議決を経てこれを除名することができる。

イ 会費を滞納し、相当期間を定めた書面による催促の後も支払わないとき。

ロ 本コンソーシアムの名誉を傷つけ、又は本コンソーシアムの目的に反する行為があったとき。

(会員の権利及び義務)

第6条 会員は、第3条に定める事業に参加する権利を有するほか、第10条に定める総会(以下この条及び次条において「総会」という。)に参加し、議決権を行使する権利を有する。

2 会員は、次に定める義務を負う。

本会則、本コンソーシアムの定める規約その他本コンソーシアムの運営に関わる諸規程等及び幹事会又は総会の議決を遵守する義務

### 第3章 役員

(役員)

第7条 本コンソーシアムに、役員として、会長1名、副会長2名、幹事若干名及び監事2名を置く。

2 幹事は、総会において選出され、少なくとも1名の化学プロセス研究部門常勤職員を含むものとする。

3 会長は、幹事の中から互選され、本コンソーシアムを代表する。

4 副会長は、幹事の中から互選され、会長を補佐する。

5 監事は、会長が一般会員A及びBから各1名を選出し、総会が承認した者とし、本コンソーシアムの会計監査を行う。

- 6 役員の任期は、1年間とし、再任を妨げない。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### 第4章 幹事会及び事務局

##### (幹事会)

第8条 幹事会は、幹事によって構成され、本コンソーシアムの円滑な運営に必要な事項を審議し、決議する。

- 2 幹事会の長は、会長とし、会務を総理する。
- 3 会長は、必要と認めるときは、幹事会を開催し、又は持回りによって審議し、決議を行う。
- 4 幹事会は、必要と認めるときは、総会に議案を提出することができる。

##### (事務局)

第9条 研究所化学プロセス研究部門に、本コンソーシアムを運営するための事務局を置く。

- 2 事務局は、次の各号に定める業務を行う。
  - 一 会員及び入会希望者の照会業務
  - 二 本コンソーシアムの事業計画案策定業務
  - 三 本コンソーシアムの関連機関との連絡調整業務
  - 四 本コンソーシアムの出納管理業務
  - 五 本コンソーシアムの広報等業務
  - 六 総会及び幹事会の円滑な運営に係る業務
  - 七 その他、本コンソーシアムの運営に必要と認められる業務

#### 第5章 総会

##### (総会)

第10条 会長は、次の各号に定める事項を決議するため、総会を開催し、その議長となる。

- 一 事業計画及び運営費に係る収支予算
  - 二 事業報告及び運営費に係る収支決算
  - 三 その他、運営に関する重要事項
- 2 総会の議案は、出席会員の過半数の賛成で決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

##### (臨時総会)

第11条 会長は、必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる。

#### 第6章 会計

##### (会計年度)

第12条 本コンソーシアムの会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

##### (運営費等)

第13条 本コンソーシアムの運営費は、一般会員Bからの会費をもって充てる。

- 2 前項の会費は、次に定める額(消費税を含む)とする。

一般会員B 200,000円

ただし、中小企業基本法第2条に該当する法人の会費は10万円とし、初年度は無料とする。

3 本コンソーシアムの会費は、総会の決議により、改定することができる。

(予算)

第14条 事務局は、収支予算案を作成し、幹事会の審議及び決議を経て、総会で決議する。

(決算)

第15条 事務局は、当該会計年度の収入及び支出並びに経理状況について、監事の会計監査を受ける。

2 事務局は、監事の会計監査を受けたのち、幹事会に報告し、総会で承認を得なければならない。

## 第7章 補則

(知的財産権の帰属等)

第16条 本事業に関連して、会員間において開示される情報は、秘密として取り扱う義務を負わないものとし、会員は、本事業で得た情報を自己の事業活動に使用し、他の会員に開示することができる。ただし、会員間において、別途秘密保持契約などの契約締結により秘密保持義務が課され、その当事者間で秘密の情報が特定され開示を受けた場合の当該情報の取扱については、この限りではない。2 会員は、共有する知的財産権が実用化されるときは、実施契約を別途締結する。

(秘密保持契約)

第17条 会員は、本コンソーシアムの事業において秘密情報を開示しようとする場合は、別途秘密保持契約を締結する。

(解散)

第18条 本コンソーシアムの解散は、本コンソーシアムの目的が達成されたと認められる場合、経営が困難となった場合等に、幹事会の決議に基づき、総会の議決をもって会長がこれを行うものとする。

(会則の変更等)

第19条 本会則の改廃は、総会の決議を経て行う。

(設置期間)

第20条 本コンソーシアムの設置期間は、12年間とする。ただし、総会において事業継続の意志が表明された場合、1年間更新するものとし、以降も同様とする。

(協議)

第21条 本会則に定めのない事項については、関係者及び幹事会の協議をもって円満にこれを解決するものとする。

(分科会)

第22条 本コンソーシアムの目的を達成するため、分科会を設置することができる。

附 則

この会則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年5月13日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年5月15日から施行する。